



宮 崎 県 公 報

平成23年7月7日(木曜日) 第2300号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1		○宮崎県電子調達システム (物品) 構築業務に係る企画提案競技の実施…………… (総務事務センター) 6
告 示		○入会林野整備計画の認可…………… (山・林・水課) 6
○保安林の指定予定の通知 (12件) …………… (自然環境課) 3		○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 6
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5		○家畜伝染病発生の届出…………… (畜産課) 7
○宮崎県証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 5		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
公 告		○基本測量の実施の通知…………… (“) 8
		病院局公告
		○落札者等の公告…………… 8

規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第25号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則 (昭和45年宮崎県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開発登録簿閲覧所の場所)	(開発登録簿閲覧所の場所)
第28条 開発登録簿閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、宮崎県県土整備部建築住宅課並びに宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所内に設ける。	第28条 開発登録簿閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、宮崎県県土整備部建築住宅課並びに都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所内に設ける。

別記様式第20を次のように改める。

様式第 20 (第 34 条関係)

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所 (所在地)

請求者 氏名 (名称及び代表者氏名)

印

電話番号

都市計画法第 47 条第 5 項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので請求します。

開発許可の年月日 及び番号	年 月 日
開発許可を受けた者の 住所 (所在地) 及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
開発区域に含まれる 地域の名称	
写しを必要とする理由	
写しの交付請求枚数	調書 枚 図面 枚
※ 手 数 料 欄	

- 備考 1 請求者の氏名 (代表者氏名) の記載を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 この請求書の様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、請求の宛先を書き換えていただければ、九州各県の請求書様式として利用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第20の改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 583号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市関之尾町5125-1・5125-3・5869-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 584号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市梅北町 11118-9、11118-10、11118-29
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 585号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市上水流町1245-1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 586号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字大平原1783-18から1783-22まで、1783-33、1783-34、1783-37、字城ヶ野1874-12、1881
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大平原1783-18から1783-22まで・1783-33・1783-37・字城ヶ野1874-12・1881（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 587号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市須佐町4755- 4、追内町 685- 4

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 588号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字桑ヶ内山2256- 3、2256-12、字赤谷山2274- 1、2276- 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字赤谷山2274- 1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 589号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字三名字伽藍尾1787- 1 (次の図に示す部分に限る。)、1782- 3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字伽藍尾1782- 3 (次の図に示す部分に限る。)、1787- 1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 590号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春 135- 6 から 135- 8 まで、146-16

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾春 135- 6 ・ 146-16 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 591号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字苧木 101- 2、105- 1、105- 2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字苧木 101- 2 ・ 105- 1 (以上 2 筆について、次の図に

示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 592号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字笹ノ越7404-ロ、7414、7415

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字笹ノ越7404-ロ・7414・7415(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 593号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋ノ迫5227- 9、字奈良津5229- 8

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋ノ迫5227- 9・字奈良津5229- 8(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 594号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字木合屋4013・4046(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、4011- 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字木合屋4011- 1・4013・4046(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 595号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林) 23- 3	大坪久文	小林市堤字西ノ原2878番11、2878番12	4.03	20.85	平成23年6月21日

宮崎県告示第 596号

宮崎県収入証紙条例(昭和39年宮崎県条例第34号)第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
日南市園田 2 丁目 1 番 1 号 テクノセンター 内	日南まちづくり株式会社	平成23年 5 月12日

公 告

宮崎県電子調達システム（物品）構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県電子調達システム（物品）構築業務
- (2) 業務の特質等 宮崎県電子調達システム（物品）構築事業企画提案競技実施要領及び要求定義書（以下「実施要領等」という。）による。
- (3) 納入期限 平成24年 9 月28日（金）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者で、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する競争入札参加資格者名簿における業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務、種目が電算処理（システム開発を含む。）の者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者であっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと。
- (4) 共同企業体で参加する者にあつては、共同企業体の構成員が前記(1)から(3)の要件を満たすこと。

3 実施要領等の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成23年 7 月 7 日（木）から平成23年 8 月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

4 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階 総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成23年 7 月22日（金）午後 1 時30分

5 企画提案競技参加資格確認申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成23年 8 月15日（月）午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）

6 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 提出期限 平成23年 8 月19日（金）午後 5 時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）
- 7 業務委託予定者の選定方法
資格確認の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する宮崎県電子調達システム（物品）構築事業者選定委員会を経て、業務委託予定者を選定する。
- 8 企画提案競技に関する事務を担当する部署
宮崎県総務部総務事務センター物品担当（県庁 1 号館 1 階）
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話0985（26）7208
- 9 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 その他
(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領等による。

11 Summary

- (1) Purpose: Project for Establishing a Digital Procurement System (for Goods) in Miyazaki Prefecture
- (2) Proposal Submission Deadline: 5:00 p.m. August 19th, 2011
- (3) Where to Submit: Miyazaki Prefectural Government 2 -10-1 Tachibanadori Higashi Miyazaki City, 880-8501
Japan Tel: +81- 985-26-7208

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称 長井入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地 延岡市北川町長井5412番地
- 3 代表者の住所及び氏名 延岡市北川町長井5412番地
甲斐 速美

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、市木地区区宮土地改良事業（串間市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年 7 月 7 日から平成23年 8 月 5 日まで

3 縦覧場所
串間市役所農林水産課内

4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
腐蝕病	みつばち	—	8群	児湯郡高鍋町	平成23年6月21日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第634号	興梶建設(株)	興梶 哲朗	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方577	一般	造園工事業	平成23年5月10日付けで廃業した旨の届	平成23年5月10日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第4021号	(有)日高産業	日高 正一	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田4248	一般	管工事業	平成23年5月25日〃	平成23年5月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1264号	(株)若松組	若松 震六郎	宮崎県えびの市大字向江867	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成23年5月18日〃	平成23年5月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第3366号	岩松建設	岩松 浩	宮崎県児湯郡都農町大字川北4442-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年5月9日〃	平成23年5月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4908号	村井電気工事	村井 信彦	宮崎県児湯郡川南町大字川南13976	一般	電気工事業、管工事業、消防施設工事業	平成23年5月20日〃	平成23年5月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第5084号	(株)花車建設	花車 一雄	宮崎県児湯郡都農町大字川北18700-26	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業	平成23年5月17日〃	平成23年5月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第5807号	(有)共進電設	中谷 一夫	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2388-1	一般	電気工事業	平成23年5月27日〃	平成23年5月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6476号	(有)ナガトモ工業	長友 民好	宮崎県宮崎市佐土原町上田島3963-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成23年5月11日〃	平成23年5月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7206号	関本電気工事	関本 長治	宮崎県東臼杵郡門川町加草2-77	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成23年5月30日〃	平成23年5月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7801号	大幸産業	加地 政信	宮崎県宮崎市清武町今泉甲3828-48	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成23年5月16日〃	平成23年5月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(有)カスタムハ	黒木 保直	宮崎県宮崎	宮崎県宮崎	一般	建築工事業、大工工事	平成23年5月	平成23年5月26日

(般-18)第8868号	ウジングミヤザキ		市船塚 3-144		業、内装仕上工事業	26日 "	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第9749号	(有)マルワ管工	和田 義照	宮崎県都城市今町8659-4	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成23年 5月 13日 "	平成23年 5月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第9884号	岩佐建設	岩佐 松男	宮崎県延岡市北川町長井5366	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年 5月 27日 "	平成23年 5月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 12168号	良松興業	松葉 良彦	宮崎県日向市大字財光寺3445-154	一般	大工工事業	平成23年 5月 31日 "	平成23年 5月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 12263号	開成設備	開地 武	宮崎県宮崎市恒久1-3-25	一般	土木工事業、管工事業	平成23年 5月 2日 "	平成23年 5月 2日 (全廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年 7月 7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

2 作業地域

高原町、綾町、川南町、門川町、高千穂町

3 作業期間

平成23年 8月23日から平成24年 3月31日まで

病院局 公 告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年 7月 7日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

1 随意契約に係る調達件名及び数量

宮崎県立 3 病院電子カルテシステム設計及び調達支援業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年 6月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

アクセンチュア株式会社 東京都港区赤坂 1 丁目 11 番 44 号

5 随意契約に係る契約金額

37,905,000円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372号)第10条第 1 項第 1 号に該当